

藤岡市新火葬場建設基本構想説明会資料

藤岡市偕同苑は、昭和51年11月に竣工し45年が経過します。施設のバリアフリー化やプライバシーへの配慮、火葬炉設備の老朽化への対応など多くの課題に直面しており、本市では施設の修繕を行いながら運営を続けていく長寿命化の方針から建て替えの方針に切り替えました。本構想は、今後の本市の火葬場のあり方、施設整備の方向性などを導き出すため作成したものになります。

第1章 藤岡市の概要及び気候

本章では、主に藤岡市の人口や世帯数、将来の人口及び死亡者の推移予測を示しています。

(1) 藤岡市の人口 (令和3年3月末現在)

区分	人口	男性	女性	世帯
数値	64,110 人	31,413 人	32,697 人	27,693 世帯

(2) 藤岡市の人口及び死亡者数の推移予測

人口は減少傾向、死亡者数は2035年がピークとなる予測です。

	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年
人口	65,708	63,080	60,137	56,953	53,594	50,069	46,532
死亡者数	823	872	908	942	972	935	865

第2章 藤岡市偕同苑の概要と火葬の状況

本章では、主に現在の偕同苑での火葬件数及び式場利用件数を示しています。

火葬件数は、年度により増減はあるものの増加傾向であり、式場利用件数は、火葬件数とは異なり減少傾向となっています。

【火葬件数】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
市内	726	789	779	742	752	774
市外	165	220	222	246	244	222
計	891	1,009	1,001	988	996	996

【式場利用件数】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
市内	71	58	48	35	32	20
市外	0	4	3	2	1	0
計	71	62	51	37	33	20

第3章 藤岡市偕同苑の建物及び設備の状況

本章では、建物本体の状況、火葬炉設備の状況を踏まえた現火葬場の課題をまとめたものになります。

(1) 施設・設備の課題

- ・大部分が昭和56年6月以前に建設された旧耐震基準の建物であり、建築基準法の定期検査において老朽化によるひび割れ等に関して指摘されています。
- ・火葬炉の構造が古く、炉内の熱や臭いが流れ出ることがあります。また、排気についても誘引排風機の設置が無く、副葬品や燃焼温度調節によって煙が排出されてしまうこともありますが、これらを改善するための集塵装置などを設置するスペースの問題から改善は難しい状況となっています。
- ・待合室や式場出入口の段差、待合ロビーが他のご遺族と接してしまう共有スペースとなっています。
- ・授乳室やキッズルーム等がなく、多様化するニーズへの対応が不足しています。

(2) 火葬場周辺の課題

- ・工事用メンテナンススペースが不足しています。
- ・来場者用のロータリースペースが未設置となっています。

第4章 計画の方向性について

本章では、前章の課題を踏まえ新火葬場建設の基本方針や火葬炉数及び機能等を示しています。火葬場はその性格上、立地にあたっては敬遠されがちな施設であります。特に排ガスについては高効率な集塵機であるバグフィルターを主要設備とし、ダイオキシン類等の排出抑制を行い、周辺環境に配慮した施設とします。

1 新火葬場建設の基本方針

- ①将来の火葬需要に対応できる柔軟な施設づくり
- ②立地特性や地域住民へ配慮した環境性能の優れた施設づくり
- ③遺族や会葬者にやさしい施設づくり
- ④管理運営に適した施設づくり

2 必要な火葬炉数及び機能

	新火葬場	現火葬場
必要火葬炉数	4基	3基
式場	設置しない	1ホール(242席)
駐車場	94台	214台
想定建設面積	1,579㎡	約1,014㎡
火葬件数	8件/日	6件/日
燃料	都市ガス	灯油
集塵機	バグフィルター	設置なし

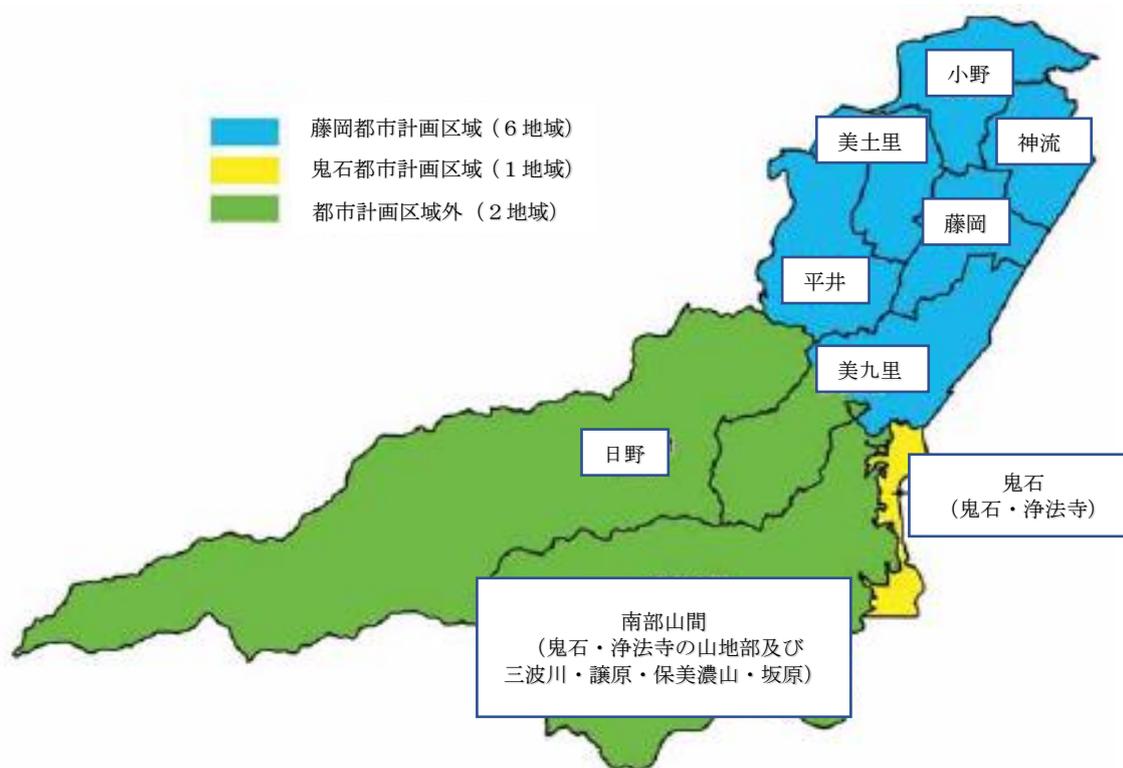
第5章 計画地について

本章では、新火葬場の計画地の基本方針、適地の選定を示しています。

1. 基本方針

現火葬場は、市都市計画マスタープラン藤岡都市計画区域内の藤岡地区にあり地理的利便性に優れた位置にあり、本区域の人口は市全体の約90%を占めています。

また、市都市計画マスタープランに位置づけをされている各区域の公共交通等の利便性や人口からみる特徴と社会環境から整理し、新火葬場の計画地は、地理的利便性や地元との関係性、また社会環境を活かし、火葬の必要性和需要に見合った施設整備を図るには現在地及びその周辺を計画地としました。



【都市計画区域外】

日野及び南部山間地区は、公共交通の利便性が低い状況であり、市街地からの距離が遠いことは、利用者の往来のしにくさに直結します。また、昨今の異常気象における災害などによるアクセス面への不安もあり、計画地として適していないと考えます。

【都市計画区域】

鬼石都市計画区域も上記区域と同様に、公共交通の利便性が低い状況にあり、交通手段の確保ができない利用者にとっては、往来のしにくさに不安が残り、計画地として適していないと考えます。

藤岡都市計画区域は、地理的に利便性もよく、人口は市全体の約90%を占めており、本市の中心に位置する区域であります。まちづくりビジョンによる都市づくりを推進しており、公共交通の利便性は比較的高く、往来に関する問題は低いと思われ、計画地として適していると考えます。

【人口から見る地区別状況】

藤岡・神流・美土里・美九里・平井・日野・鬼石地区に人口の減少があります。人口の増加は小野地区のみとなりますが、人口集中度から鑑みますと、藤岡・神流・美土里・平井地区の減少率は低いものと考えられます。地区ごとの人口を考えた場合、藤岡・神流・小野・美土里地区に人口が集中していることがわかります。

地区	2013年人口(人)	2018年人口(人)	増減数	減少率
藤岡	20,990	20,541	-449	2.1%
神流	9,143	8,829	-314	3.4%
小野	11,338	11,433	95	-0.83%
美土里	8,864	8,627	-237	2.6%
美九里	6,084	5,597	-487	8.0%
平井	4,297	4,135	-162	3.7%
日野	1,743	1,476	-267	15.3%
鬼石	4,653	4,169	-484	10.4%

【社会環境の状況】

現火葬場は長期の運営により多くの方々に利用され、地理的な位置関係を熟知しています。

現在地及びその周辺を計画地として選定した際は、遺族の方が心理的に不安定で時間的に熟慮する余裕もない状態で火葬場の位置をすぐに認知でき、心理的安定を生むと考えられます。さらには、利用経験により交通及び移動手段が認知されている場合は、移動時間の短縮に繋がることが想定されます。

また、市内民間葬儀業者6社うち5社が藤岡地区にあります。現火葬場の位置や交通の利便性、人口の状況から本地区に集中しているものと思われ、火葬時や火葬後、短時間で移動できる環境にあります。

2 適地の選定

前項1. 基本方針で述べた新火葬場の計画地について、以下の図に示した現在地及びその周辺での建設の可否を検証し、⑤の用地を新火葬場建設用地の適地とします。本用地の用途地域は市街化区域であり、火葬場を設置する場合は、今後、都市計画法第11条により都市計画決定を行う必要があります。

《現在地及び周辺での建設の可否》

No.	敷地面積	建ぺい率	建設可能面積	建設の可否
①	2,491.07 m ²	70%	1,743.749 m ²	否
②	3,245 m ²	70%	2,271.5 m ²	否
③	1,758 m ²	60%	1,054.8 m ²	否
④	1,333 m ²	60%	799.8 m ²	否
⑤	3,233 m ²	60%	1,939.8 m ²	可



①現火葬場（市有地）

現火葬場のある①の敷地面積は約2,491 m²です。敷地面積に建ぺい率70%を乗じた建設可能面積は約1,743 m²となりますが、現火葬場を取り壊さなければ建設可能面積は確保できません。新火葬場建設にあたっては、現火葬場の稼働を前提としており、既存の式場のみを解体したとしても建設可能面積は約1,200 m²程度しか確保できず想定する新火葬場建設面積を満たすことができません。

②第1駐車場（市有地、借地）

②の敷地面積は3,245 m²です。敷地面積に建ぺい率70%を乗じた建設可能面積は約2,271 m²となりますが、敷地面積の2,395 m²が借地となっています。②の敷地内に新火葬場の建設を考えた場合には、借地を解消する必要があります。

また、①の敷地を含めた建設も考えられますが、①、②の敷地の形状から、新火葬場のレイアウトに制限を受けることが想定されます。また、新火葬場建設にあたっては、現火葬場の稼働を前提としており、同一敷地内の建設となれば、火葬に来場されるご遺族等の心情や駐車場の問題など施設利用の安全性を欠き現実的ではないと考えます。

③第2駐車場（市有地、借地）

③の敷地面積は1,758 m²であり、建設可能面積が想定する新火葬場建設面積を満たすことができません。また、敷地面積の610 m²が借地となっています。

④第3駐車場（市有地）

④の敷地面積は1,333 m²であり、建設可能面積が想定する新火葬場建設面積を満たすことができません。

⑤周辺用地

①から④までの敷地では、土地の形状、面積、借地等により新火葬場の建設は困難と考えます。したがって、建設可能な面積を有する適地を選定する必要があります。適地の要件として、新火葬場想定建設面積1,579 m²を有する用地であり、加えて、現火葬場からの距離、また、既存駐車場の活用が可能であることが重要となります。

⑤の用地は、第2・第3駐車場と隣接しており、尚且つレイアウトの自由度が高い十分な面積を有する用地です。また、新火葬場建設において第2駐車場との一体的な整備が可能であり、更には第3駐車場及び解体後の現火葬場用地の活用も可能となることから、新火葬場建設用地として適地であると考えます。

第6章 事業計画について

本章では、新火葬場の整備について以下のスケジュールで計画しています。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
基本構想	■				
基本設計		■			
都市計画決定		■			
実施設計			■		
建設工事				■	■
供用開始					■